

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）重要事項説明書

特別養護老人ホームさくら苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。

（宮崎県指定 第 4571900184）

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 居室の概要.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 契約締結からサービス提供までの流れ.....	4
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	6
7. サービス利用をやめる場合.....	9
8. サービスの利用に関する留意事項.....	11
9. 事故発生時の対応について.....	11
10. 身体拘束等の原則禁止.....	11
11. 人権擁護・虐待防止に関する取組.....	12
12. 非常災害対策.....	12
13. 衛生管理等について.....	13
14. 苦情の受付について.....	13
15. 第三者による評価の実施状況.....	14

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 慶明会
法人所在地	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久 357 番地
電話番号	0985 - 36 - 6464
代表者氏名	理事長 原田 一道
設立年月	昭和 58 年 9 月 13 日

2. 事業所の概要

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
建物の延べ床面積	2309. 455 m ²
施設の周辺環境 (騒音、日当たり等)	周りを緑に囲まれ日当たり良好で静かな環境にある。
事業所の種類	指定短期入所生活介護事業所 平成12年1月14日指定 指定介護予防入所生活介護事業所 平成18年4月1日指定 宮崎県 第4571900184号
事業所の目的	1. 事業所は、(介護予防) 短期入所生活介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指す。 2. 事業所は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供に努める。 3. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者(以下「保険者」という)、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
事業所の名称	介護老人福祉施設 さくら苑
事業所の所在地	宮崎県東諸県郡国富町大字三名 2621番6
電話番号	0985-75-5213
事業所長(管理者) 氏名	施設長 横山 雄一
当事業所の運営方針	苑訓「さくら苑は家庭であり、私達は家族である」の実践、心暖かな、心の通い合う施設づくり。
開設年月	昭和59年8月1日
営業日及び営業時間	営業日 年中無休 受付時間 8:30~17:30
利用定員	6人

3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	2室	1室の内2名分が短期入所
合計	2室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 歩行器、車椅子、平行棒
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

○居室については空床利用の場合があるため、必ずしもショートステイ専用床での受け入れが出来ない場合があります。

○居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

○その他（パンフレット参照）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を順守しています。

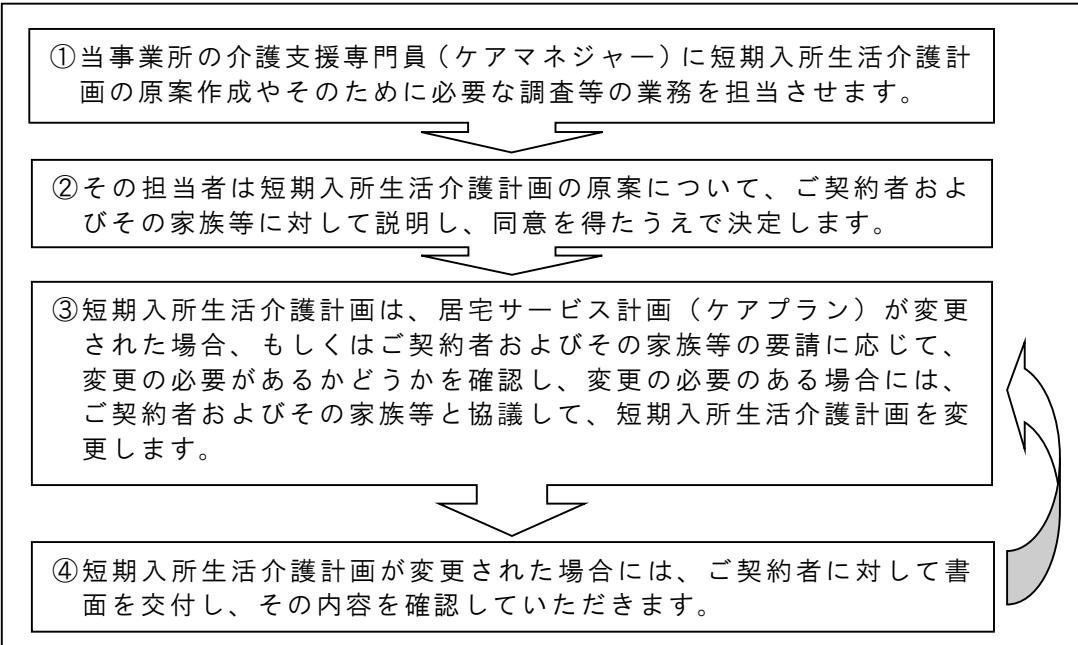
職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	2名以上	2名以上
3. 生活相談員	1名以上	1名以上
4. 看護職員	1名以上	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名以上
6. 介護支援専門員	1名以上	1名以上
7. 管理栄養士	1名以上	1名以上
8. 医師	嘱託医 1名	1名以上

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制	
1. 医師	毎週火曜日 8:30~12:30 (内科)	
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 超早勤：6:00~15:00 2名 早勤： 7:30~16:30 1~3名 日勤： 8:30~18:00 2~4名 遅勤： 9:00~18:30 4名 超遅勤：13:00~22:00 1名 夜勤： 17:00~ 9:00 3名	
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤： 7:00~16:00 1名 日勤： 8:30~17:30 1名 遅勤： 9:30~18:30 1名	
4. 機能訓練指導員	8:30~17:30 1名	

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
 (契約書第3条参照)



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。

② 介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。

要支援、要介護と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

＜サービスの概要＞

食事	①当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供致します。 ②ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとつていただくことを原則としています。但し、ご契約者様の生活に合わせた時間場所での食事提供を行うようにしております。 ③食事時間 朝食) 7:15～　　昼食) 11:30～　　夕食) 17:00～
入浴	①入浴又は清拭を週2回以上行います。 (但し、ご契約者の状態によってはこの限りではありません) ②寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施致します。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。 (但し、当施設の医師は、非常勤となっております)
その他自立への支援	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮致します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な口腔ケア及び整容への援助を致します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

当事業所が提供するサービスについて、

（1）利用料金が介護保険から給付される場合

（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

（1）利用料金が介護保険から給付されるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護保険負担割合に応じて介護保険から給付されます。

利用料表【P6～P9】によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事及び居住費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

要介護度	基本サービス費	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	機能訓練体制加算	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	利用者負担額(1日)		
							1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	451			12		18	481円	962円	1,443円
要支援2	561						591円	1,182円	1,773円
要介護1	603						660円	1,320円	1,980円
要介護2	672						729円	1,458円	2,187円
要介護3	745	4	8	12	15	18	802円	1,604円	2,406円
要介護4	815						872円	1,744円	2,616円
要介護5	884						941円	1,882円	2,823円

・各種利用料金

加算項目	基本 単位	利用者負担額			算定回数等
		1割 負担	2割 負担	3割 負担	
送迎加算	184	184円	368円	552円	送迎を行った場合（片道につき）加算
緊急短期入所受入加算	90	90円	180円	270円	1日につき（7日間を限度）
医療連携強化加算	58	58円	116円	174円	1日につき
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	100円	200円	300円	1月につき
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	10円	20円	30円	1月につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 14%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数（所定単位数）

- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。
- ※ 医療連携強化加算は、重度者の増加に対応するため、喀痰吸引を実施している状態、経鼻胃管や胃瘻の経腸栄養が行われている状態、褥瘻に対する治療を実施している状態等に該当するご契約者に対する加算となります。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、テクノロジーを導入し生産性ガイドラインの内容に基づいて業務改善を継続、介護サービスの質の維持、向上を図った場合に認められる加算です。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。どちらも、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ご契約者が第4条に基づくサービスを受けて、まだ要介護認定を受けていない場合には、要介護認定後または居宅サービス計画作成後、サービス利用料の自己負担分を支払うものとします。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（但し、③～⑥については、その都度のお支払いとなります）

①食費

ご契約者に提供する食事の材料費および調理にかかる費用です。

	朝 食	昼 食	夕 食	1 日合計
基準費用額	435 円	460 円	550 円	1, 445 円

※但し、提供した食事分のみをお支払いいただきます。

②居住費

・ご契約者が施設で生活をするうえで必要な水道光熱費相当分の費用および居室の料金です。料金については下記の通りとなっております。

※上記①食費及び②居住費については、所得に応じて減額の認定が受けられます。

（介護保険負担減額認定証）

利用者負担段階別による負担限度額一覧

	食 費	居 住 費	1 日合計
第1段階	300円/日	0円/日	300円/日
第2段階	600円/日	430円/日	1, 030円/日
第3段階①	1, 000円/日	430円/日	1, 430円/日
第3段階②	1, 300円/日	430円/日	1, 730円/日
第4段階	1, 445円/日	915円/日	2, 360円/日

③ その他のサービスと利用料金

③レクリエーション、クラブ活動	ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。レクリエーションや行事によっては経費をご負担していただく場合があります。	実費相当額
④複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。	1枚につき 20円

<p>⑤日常生活上 必要となる 諸費用実費</p>	<p>日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。</p> <p>※個人専用の電気製品の電気使用料 ※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。</p> <p>経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明致します。</p>	<p>一点につき 50円(1日)</p>
<p>⑥理髪</p>	<p>年に数回程度(不定期)の理美容師による理髪をご利用いただけます。(短期利用日においては利用できないこともあります)</p> <p>料金は、理容師に直接お支払いいただくことになります。</p>	<p>実費相当額</p>
<p>⑦買い物</p>	<p>週に1回、買物代行をご利用いただけます。(短期利用日においては利用できないこともあります。)</p>	<p>実費相当額</p>

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)(2)の①、②、⑤の料金・費用は、1ヶ月ごとにご利用期間分の合計金額を翌月15日までにご請求しますので月末までにお支払い下さい。お支払い方法は以下のいずれかをお選び下さい。

- ①窓口での現金支払い
- ②金融機関より口座振替
- ③銀行振込（手数料負担となります）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ご契約者は、短期入所生活介護サービスの利用期間を中止または変更、追加することができます。その場合には、サービスの実施日前日までに事業者にお申し出下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、担当ケアマネージャーまたは事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議致します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- 施設入所者の外泊や入院の空きベッドを利用した利用方法もあります。この場合、入院等の予定変更で利用期間の変更や調整をさせていただきます。但し、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議致します。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに、ご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。
(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

1. 施設内でのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
2. 貴金属等や重要書類等（権利書その他）については、施設での管理はできません。紛失、損傷等についても、明らかに施設側に非が認められるもの以外は一切の責任を負わないものとします。

(2) 面会

面会時間 9:00～17:00（その他の時間に面会の際は事前に連絡下さい）

※来苑者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。尚、食べ物や衣類、見舞金等の持ち込みの際は、必ず職員へ声をかけ下さい。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

1. 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
2. 施設内は原則禁煙です。

(4) サービス利用中の医療について

医療を必要とする場合は、ご契約者のご家族にて医療機関の受診をお願いします。（但し、ご契約者の状況を勘案し、施設にて送迎を行う場合もありますが、家族の付き添いを原則とします）

9. 事故発生時の対応について

(1) 施設サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村および身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。（契約書10・11条参照）

(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。

(3) 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします 但し、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(4) 介護現場における生産性の向上に資する取組として、介護現場における課題を抽出及び分析した上で、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討や必要な安全対策を講じるために委員会を設置し、業務改善を継続的に行うための体制を整備します。

（令和9年3月31日まで経過措置あり）

10. 身体拘束等の原則禁止

当施設は施設サービスにあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ負えない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。身体拘束の適正化を図るため以下の措置を講じています。

- ① 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員(テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用可能)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知を図ります。
- ② 身体拘束の適正化のための指針を整備します。
- ③ 介護職員その他の職員に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的に実施します。

1 1. 人権擁護・虐待防止に関する取組

当施設は、入所者の人権擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じています。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師 大垣 瞳子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (5) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (6) 職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。(従職員の入職時、2回/年)
- (7) 直接介護に携わる全ての職員(看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員・介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し認知症介護に係る基礎的な研修を実施しています。
- (8) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (9) サービス提供中に、当施設の職員又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

1 2. 非常災害対策

当施設では、非常災害対策に関する担当者(防火責任者)を決め、非常災害対策に関する取り組みを行っています。

- (1) 当施設では、非常災害対策の一環として、毎年、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。(避難訓練 年2回実施)
- (2) 非常災害時の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、に沿って必要な措置を講じます。

- (3) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。
(2号・3号・4号は令和7年3月31日まで経過措置があり)
- (5) 訓練実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めています。

非常災害対策に関する担当者 (防火管理者)	事務管理課 神之薗貴宏
--------------------------	-------------

13. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じています。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じています。
 - ① 給食調理業務に従事する職員は、月1回以上の検便を受けています。
 - ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。感染症及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施します。
 - ④ 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画(BCP)を策定し、感染症又は食中毒が発生した際に、当該業務継続計画に沿った対応を行います。
 - ⑤ 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。
(3号・4号・5号は令和7年3月末まで経過措置あり)

14. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所では提供したサービスに関する入所者および家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置しています。
また、ご意見箱を正面玄関に設置しておりますのでご利用下さい。

苦情解決責任者	施設長 横山 雄一
苦情解決担当者	介護科科長 砂川 和也

◇苦情受付の具体的流れについて

苦情解決体制：苦情を受けた場合、速やかに苦情解決責任者と担当者、生活

相談員、苦情に関して直接対応した職員を含めて、苦情内容の確認を行います。

↓

入所者の苦情の内容に関して、その旨を十分理解し、相談・苦情に対して迅速に対応致します。

(お申し出いただいた方に説明報告を行う。)

↓

苦情内容の記録を行い、必要に応じて関係機関との連絡を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国富町介護保険担当課	所在地 国富町大字本庄 4800 番地 電話番号 0985-75-3111 受付時間 8:00~17:00
宮崎市介護保険担当課 (旧田野町は除く)	所在地 宮崎市橘通西1丁目1番地1 電話番号 0985-25-2111 受付時間 8:00~17:00
西都市介護保険担当課	所在地 西都市聖陵2-1 電話番号 0983-43-1111 受付時間 8:00~17:00
綾町介護保険	所在地 綾町大字南俣515 電話番号 0985-77-1111 受付時間 8:00~17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町231番地1 電話番号 0985-35-5301 受付時間 8:30~17:00
宮崎県社会福祉協議会	所在地 宮崎市原町2丁目22番地 電話番号 0985-60-0822 受付時間 9:00~17:00

15. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の 実施状況	1あり	実施日	
	評価機関 名称		
	結果の開示	1あり 2なし	
	2なし		

【個人情報の使用に係る同意書】

以下のとおり、特別養護老人ホームさくら苑が、私および家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

(眠り SCAN 及び眠り SCAN eye で収集した情報を含む)

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 利用者に関する介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報収集のため
- (2) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (3) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (4) 当事業所内のカンファレンスのため
- (5) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議での情報収集のため
- (6) 当事業所に関する外部取材（新聞、テレビ、ラジオ等）のため
- (7) 施設内および当事業所が発行する広報誌への氏名、写真掲載のため
- (8) 当事業所が受け入れた実習生のケース情報収集のため
- (9) その他サービス提供で必要な場合
- (10) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関する目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関する契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

【短期入所時リスク同意書】

当施設では入所者様が快適な生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、入所者様の身体状況や病気に伴う様々な症状や原因により、下記の危険性を伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴》

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 当施設では、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性があります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患によって、急変・急死される場合もあります。
- 環境の変化により、認知症状の出現や症状が悪化することがあります。

《ICTを利用した見守りについて》

- 当施設では、眠り SCAN 及び眠り SCAN eye を使用した見守りを行っていますが、防ぎきれない事故も予測されます。

* 「眠り SCAN」は、マットレスの下に敷いて「睡眠・覚醒・起きあがり・離床」の状態や「心拍数・呼吸数（推定値）」を計測できる、非装着・非侵襲のセンサーです。「眠り SCAN eye」は、居室にカメラを設置して映像を記録するとともに、「眠り SCAN」が検知した入居者様の状態を映像とともに確認することができるシステムです。

《個別事由》

- インフルエンザやノロウィルスによる感染性胃腸炎に罹った際、潜伏期間中はご利用を制限させて頂きます。
- 新型コロナウィルス感染症に本人または同居家族が罹った場合、もしくは感染の疑いがある場合はご利用を制限させて頂きます。

«説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。»

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書交付のうえ本書面に基づき重要事項・個人情報の使用に係る同意書・入所時リスク同意書の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム さくら苑

説明者職名 生活相談員 氏名 _____

介護支援専門員 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書交付のうえ重要事項・個人情報の使用に係る同意書・入所時リスク同意書の説明を受け同意します。

令和 年 月 日

契約者

住 所

氏 名

身元引受人

住 所

氏 名

続柄()

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

施行日 令和6年10月1日改訂